

## 農地法第3条許可申請書記入マニュアル

※ このマニュアルは、初めて農地法第3条の許可申請をしようとする方向けに、許可申請書の記入方法をわかりやすく解説したものです。

このため、法律上の正確性よりわかりやすさを優先した表現になっています。

## 目次

1	農地法第3条の規定による許可申請書様式及び記入方法	1～12
2	個人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	13～20
3	農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	21～31
4	必要書類一覧	32～33
5	必要書類チェックリスト	34～35
6	農地法第3条許可申請書受付のお知らせ	36

※1 農地を買ったり借りたりする場合には、農地法第3条に基づき、農業委員会（住所のある市町村外の農地である場合等には、都道府県知事）の許可を受ける必要があります。

（愛別町では、北海道知事許可について権限移譲を受けていますので、すべて農業委員会での許可となります。）

農業委員会の許可を受けていない契約は無効ですので、十分ご注意ください。

※2 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農業生産法人以外の法人は、一定の条件の下で農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。

農地法第3条の規定による許可申請書

平成 年 月 日

愛別町農業委員会会長 様

※売る人、貸す人について記入します。	譲渡人（貸付人）	住 所 職 業 氏 名 生年月日	印
※買う人、借りる人について記入します。	譲受人（借受人）	住 所 職 業 氏 名 生年月日	印

※印は認め印でかまいません。

下記農地について { 所有権  
賃借権  
使用貸借による権利  
その使用収益権( ) } を { 設定(期間〇〇年)  
移転 } したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

※該当する内容が入ります。

記

1 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所 在	地 番	地 目		面積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者が登記簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
		登記簿	現況			権利の種類	権利者の氏名 又は名称
			田		対価、賃料等の額(円)		
			畑		[10a当たりの額] ①		
			農地計		[10a当たりの額] ②		
			採草放牧地		[10a当たりの額] ③		

筆数が多い場合は、別紙に記載してください。

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

1-1 権利を移転（設定）しようとする理由

- (1) 譲渡人、貸し主側の理由
- (2) 譲受人、借り主側の理由

1-2 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地の引渡しの時期	水張面積	単価 10 a	価 額	資金調達の方法	その他

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載してください。また、賃貸借契約の場合には、価額の欄には小作料の額をその他の欄には契約期間を記載してください。

〈農地法第3条第2項第1号関係〉

1-3 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況 ※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。

所有地	農地面積 (㎡)	田 畑 樹園地			採草放牧地面積(㎡)	
		田	畑	樹園地		
自作地	①	※買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入します。			②	
貸付地	※買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地について記入します。					
非耕作地	所在	地番	地目 登記簿 現況		面積 (㎡)	状況・理由
	※買う・借りる人やその家族が所有している農地(人に貸している農地も含みます。)のうち、耕作されていない農地について記入します。					

使用収益権を有する土地	農地面積 (㎡)	田 畑 樹園地			採草放牧地面積(㎡)	
		田	畑	樹園地		
自作地	③				④	
貸付地	※買う・借りる人やその家族が人から借りている農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地について記入します。					
非耕作地	所在	地番	地目 登記簿 現況		面積 (㎡)	状況・理由
	※買う・借りる人やその家族が人から借りている農地(人に貸している農地も含みます。)のうち、耕作されていない農地について記入します。					

(記載要領)

- 1 「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
※なお、「使用収益権を有する土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。(家族の死亡により農地を一時的に貸付ている場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの)。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-4 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田				畑		樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積 (㎡)					( )	( )		

※二毛作等を行う場合は、主な作付作物以外の作物の面積についてはかっこ書きで記入します。

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類							
確保しているもの	所有							
	リース							
導入予定のもの	所有							
	リース							
(資金繰りについて)								

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者 ※買う人、借りる人について記入します。

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴 ○年、農業技術修学歴 ○年、その他 ( )

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在	(農作業経験の状況 )
	増員予定	(農作業経験の状況 )
③ 臨時雇用労働力 (年間延日数)	現在	(農作業経験の状況 )
	増員予定	(農作業経験の状況 )

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

〈農地法第3条第2項第2号関係〉(権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

〈農地法第3条第2項第3号関係〉

3 信託の引受けによる権利の取得

信託の引受けによる権利の取得

〈農地法第3条第2項第4号関係〉（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

- (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名
- (2) 年齢
- (3) 主たる職業
- (4) 権利取得者との関係

(1)氏名	(2)	(3)職業	(4)関係

(5) その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績は「◎」、見込みは「○」）を示してください。）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間													
その者が農作業に常時従事する期間													

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

〈農地法第3条第2項第5号関係〉

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計  
 (1-3の①+③+権利を取得しようとする農地の面積) = (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計  
 (1-3の②+④+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

※許可が下りた場合の経営面積を記入します。

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて以下のうち該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積（2ha）を下ることとならない。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

〈農地法第3条第2項第6号関係〉（転貸する場合のみ記載してください。）

6 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（借借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 借借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 借借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において、稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

〈農地法第3条第2項第7号関係〉

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲んでください。

- (1) 地域の水利調整への参加       参加       不参加       該当なし
- (2) 農薬の使用状態       農薬使用       減農薬       無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加       参加       不参加       該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定       あり       なし
- (5) 1－4の作付（予定）作物の栽培       連作       一部連作       輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に印を付した場合には、当該のうち及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載してください。

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載してください。

## Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

〈農地法第3条第3項第1号関係〉

8 適正な利用を確保するための契約条件の状況（以下の該当するものに印を付して下さい。）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

確約します。  確約できません。

（留意事項）

当該条件が記されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

〈農地法第3条第3項第2号関係〉

9 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

※ 地域との役割分担について農業委員会や都道府県知事と協定を結んでいる場合や確約書を作成している場合等には、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

〈農地法第3条第3項第3号関係〉（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

10 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

(1) 氏 名

(2) 役 職 名

(3) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 箇月（直近の実績）

箇月（見込み）

### Ⅲ 特殊事情により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法第269条の2第1項の権利）若しくはこれと内容を同じくするその他の権利である場合  
（事業・計画の内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を以下の欄に記載してください。）
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会が、農業協同組合法第10条第2項の委託を受けることによりその権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合及び農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合  
（景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農業生産法人要件）、5（下限要件）以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県及び地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地及び採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2（農業生産法人要件）、5（下限要件）以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）  
の法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

以下のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人に限ります。これを満たしていることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

※ 欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

農業生産法人としての事業等の状況（別紙）

〈農地法第2条第3項第1号関係〉

1-1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当市内事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）			
権利取得後（予定）			

1-2 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）		
2年前（実績）		
1年前（実績）		
申請日の属する年 （実績又は見込み）		
2年目（見込み）		
3年目（見込み）		

〈農地法第2条第3項第2号関係〉

2 構成員全ての状況（組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）を添付してください。）

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積（㎡）		農業への従事状況 （年 箇月）		農作業委託の内容
		権利の種類	面 積㎡	前年実績	見込み	

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

議決権の数の合計  農業関係者の議決権の割合

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間：年 箇月

(2) 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計

関連事業者等の議決権の割合

(留意事項)

- 1 連携事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法、中小企業車と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律のいずれかに基づく認定です。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証す

(農地法第2条第3項第3号関係)

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業(労務管理や市場開拓等も含む。)への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況(箇月)		農作業への常時従事の有無	
			前年実績	見込み	前年実績	見込み

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間：年 箇月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「◎」、見込みは「○」で示してください。)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間													
その者が農作業に常時従事する期間													

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

(記載要領)

- 1 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の清算する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 2 「1-1 事業の種類」の「関連事業等」とは、
  - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資材の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1) 農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「2(2) 関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。



# 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

農地法第3条の規定による許可申請書

平成 年 月 日

愛別町農業委員会会長 様

貸付人 住 所 ○○郡○○町○○番地  
 職 業 農 業  
 氏 名 ○○ ○○ (印)  
 生年月日 昭和○○年○○月○○日

借受人 住 所 ○○郡××町××番地  
 職 業 農 業  
 氏 名 ×× ×× (印)  
 生年月日 昭和××年××月××日  
 ( 法人の場合は、主たる事務所の所在地、  
 業務の内容、名称及び代表者の氏名 )

下記農地について、**賃貸借の設定(期間10年間)**をしたいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

## 記

1 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者が 登記簿と異 なる場合〕	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
		登記簿	現況			権利の種類	権利者の氏名 又は名称
○○郡○○町字○○	×番地1	田	田	3,000			
○○郡○○町字○○	×番地2	田	田	2,500			
		田		5,500	対価、賃料等の額(円)		
		畑			[10a当たりの額] ①		
		農地計		5,500	[10a当たりの額] ②		
		採草放牧地			[10a当たりの額] ③		

(記載要領)

- 申請者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付 (独立行政法人及び地方公共団体を除く。) してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

## 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

### I 一般申請記載事項

#### 1-1 権利を設定しようとする理由

- (1) 経営規模の縮小 等
- (2) 経営規模の拡大 等

#### 1-2 権利を設定しようとする契約の内容

契約の種類	土地の引渡しの時期	水張面積	単価 10a	価 額	資金調達の方法	そ の 他
賃貸借	許可の日	50.0a	10,000	50,000円	現金：自己資金	期間 10年

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載してください。また、賃貸借契約の場合には、価額の欄には小作料の額をその他の欄には契約期間を記載してください。

〈農地法第3条第2項第1号関係〉

#### 1-3 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

		農地面積 (㎡)		田		畑		樹園地	採草放牧地面積(㎡)
		①	30,000	30,000					②
所 有 地	自作地								
	貸付地								
		所 在	地 番	地 目		面積 (㎡)	状況・理由		
				登記簿	現況				
	非耕作地								

		農地面積 (㎡)		田		畑		樹園地	採草放牧地面積(㎡)
		③	20,000	20,000					④
使 用 収 益 権 を 有 す る 土 地	自作地								
	貸付地								
		所 在	地 番	地 目		面積 (㎡)	状況・理由		
				登記簿	現況				
	非耕作地								

(記載要領)

- 1 「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

## 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

1-4 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田				畑		樹園地	採草放牧地
	作物	面積 (㎡)						
作付(予定)作物	水稻							
権利取得後の面積 (㎡)	55,500							

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	コンバイン	田植機				
確保しているもの	所有	4	2	1				
	リース							
導入予定のもの	所有							
	リース							
(資金繰りについて)								

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴 5年、農業技術修学歴 年、その他 ( )

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在	(農作業経験の状況 )
	増員予定	(農作業経験の状況 )
③ 臨時雇用労働力 (年間延日数)	現在	(農作業経験の状況 )
	増員予定	(農作業経験の状況 )

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 宅地に隣接

(農地法第3条第2項第2号関係) (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

(農地法第3条第2項第3号関係)

3 信託の引受けによる権利の取得

信託の引受けによる権利の取得 無

## 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

（農地法第3条第2項第4号関係）（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

- 4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

- (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名  
(2) 年齢  
(3) 主たる職業  
(4) 権利取得者との関係

(1)氏名	(2)	(3)職業	(4)関係
×× ××	40	農業	世帯主
×× △△	70	農業	父
×× □□	70	農業	母

- (5) その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績は「◎」、見込みは「○」）を示してください。）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
その者が農作業に常時従事する期間	×× ××	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	×× △△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	×× □□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

（農地法第3条第2項第5号関係）

- 5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

- (1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

$$(1-3の①+③+権利を取得しようとする農地の面積) = 50,000.00 \text{ (㎡)}$$

- (2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

$$(1-3の②+④+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = \#REF! \text{ (㎡)}$$

- 5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて以下のうち該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のおっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積（2ha）を下ることとならない。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

## 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

〈農地法第3条第2項第6号関係〉（転貸する場合のみ記載してください。）

### 6 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は賃入しようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において、稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

〈農地法第3条第2項第7号関係〉

### 7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲んでください。

- (1) 地域の水利調整への参加  参加  不参加  該当なし
- (2) 農薬の使用状態  農薬使用  減農薬  無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加  参加  不参加  該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定  あり  なし
- (5) 1－4の作付（予定）作物の栽培  連作  一部連作  輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に印を付した場合には、当該のうち及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載してください。

水稻作により連作障害はおきない。等

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載してください。

水利調整や共同防除について地域農業者と連携を図るため、関係農事組合と調整済み。等

## 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

### II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

〈農地法第3条第3項第1号関係〉

8 適正な利用を確保するための契約条件の状況（以下の該当するものに印を付してください。）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

確約します。  確約できません。

（留意事項）

当該条件が記されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

〈農地法第3条第3項第2号関係〉

9 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。等

〈農地法第3条第3項第3号関係〉（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

10 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

(1) 氏 名

(2) 役 職 名

(3) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 箇月（直近の実績）

箇月（見込み）

## 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

### Ⅲ 特殊事情により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法第269条の2第1項の権利）若しくはこれと内容を同じくするその他の権利である場合  
（事業・計画の内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を以下の欄に記載してください。）
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会が、農業協同組合法第10条第2項の委託を受けることによりその権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合及び農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合  
（景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農業生産法人要件）、5（下限要件）以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県及び地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地及び採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2（農業生産法人要件）、5（下限要件）以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

## 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

(留意事項)

以下のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人に限ります。これを満たしていることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

# 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

農地法第3条の規定による許可申請書

平成 年 月 日

愛別町農業委員会会長 様

貸付人 住 所 ○○郡○○町○○番地  
職 業 農 業  
氏 名 ○○ ○○ (印)  
生年月日 昭和○○年○○月○○日

借受人 住 所 ○○郡××町××番地  
職 業 農 業  
氏 名 株式会社××  
代表 ○○ (印)  
会社の設立年月日 昭和××年××月××日  
( 法人の場合は、主たる事務所の所在地、  
業務の内容、名称及び代表者の氏名 )

下記農地について、**賃貸借の設定(期間10年間)**をしたいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

## 記

1 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者が 登記簿と異 なる場合〕	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
		登記簿	現況			権利の種類	権利者の氏名 又は名称
○○郡○○町字○○	×番地1	田	田	3,000			
○○郡○○町字○○	×番地2	田	田	2,500			
		田		5,500	対価、賃料等の額(円)		
		畑			〔10a当たりの額〕①		
		農地計		5,500	〔10a当たりの額〕②		
		採草放牧地			〔10a当たりの額〕③		

(記載要領)

- 申請者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付 (独立行政法人及び地方公共団体を除く。) してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

### I 一般申請記載事項

#### 1-1 権利を設定しようとする理由

- (1) 経営規模の縮小 等
- (2) 経営規模の拡大 等

#### 1-2 権利を設定しようとする契約の内容

契約の種類	土地の引渡しの時期	水張面積	単価 10a	価 額	資金調達の方法	そ の 他
賃貸借	許可の日	50.0a	10,000	50,000円	現金：自己資金	期間 10年

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載してください。また、賃貸借契約の場合には、価額の欄には小作料の額をその他の欄には契約期間を記載してください。

〈農地法第3条第2項第1号関係〉

#### 1-3 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

		農地面積 (㎡)		田		畑		樹園地	採草放牧地面積(㎡)
		①	30,000	30,000					②
所 有 地	自作地								
	貸付地								
		所 在	地 番	地 目		面積 (㎡)	状況・理由		
				登記簿	現況				
	非耕作地								

		農地面積 (㎡)		田		畑		樹園地	採草放牧地面積(㎡)
		③	20,000	20,000					④
使 用 収 益 権 を 有 す る 土 地	自作地								
	貸付地								
		所 在	地 番	地 目		面積 (㎡)	状況・理由		
				登記簿	現況				
	非耕作地								

(記載要領)

- 1 「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

1-4 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田				畑		樹園地	採草放牧地
	作物	面積	種類	備考	作物	面積		
作付(予定)作物	水稻							
権利取得後の面積 (㎡)	50,000							

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	コンバイン	田植機				
		台数	台数	台数				
確保しているもの	所有	4	2	1				
	リース							
導入予定のもの	所有							
	リース							
(資金繰りについて)								

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他 ( )

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在	(農作業経験の状況 )
	増員予定	(農作業経験の状況 )
③ 臨時雇用労働力 (年間延日数)	現在	(農作業経験の状況 )
	増員予定	(農作業経験の状況 )

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 ○○事務所から徒歩で約15分

(農地法第3条第2項第2号関係) (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

(農地法第3条第2項第3号関係)

3 信託の引受けによる権利の取得

信託の引受けによる権利の取得 無

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

〈農地法第3条第2項第4号関係〉（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

- 4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

- (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名
- (2) 年齢
- (3) 主たる職業
- (4) 権利取得者との関係

(1)氏名	(2)	(3)職業	(4)関係

- (5) その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績は「◎」、見込みは「○」）を示してください。）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間													
その者が農作業に常時従事する期間													

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

〈農地法第3条第2項第5号関係〉

- 5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

- (1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

$$(1-3の①+③+権利を取得しようとする農地の面積) = 50,000.00 \text{ (m}^2\text{)}$$

- (2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

$$(1-3の②+④+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = \#REF! \text{ (m}^2\text{)}$$

- 5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて以下のうち該当するものに印を付してください。

権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

権利を取得しようとする者が、農業委員会のおっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積（2ha）を下ることとならない。

本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

〈農地法第3条第2項第6号関係〉（転貸する場合のみ記載してください。）

### 6 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において、稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

〈農地法第3条第2項第7号関係〉

### 7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲んでください。

- (1) 地域の水利調整への参加  参加  不参加  該当なし
- (2) 農薬の使用状態  農薬使用  減農薬  無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加  参加  不参加  該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定  あり  なし
- (5) 1－4の作付（予定）作物の栽培  連作  一部連作  輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に印を付した場合には、当該のうち及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載してください。

水稻作により連作障害はおきない。等

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載してください。

水利調整や共同防除について地域農業者と連携を図るため、関係農事組合と調整済み。等

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

### Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

〈農地法第3条第3項第1号関係〉

8 適正な利用を確保するための契約条件の状況（以下の該当するものに印を付してください。）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

確約します。  確約できません。

（留意事項）

当該条件が記されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

〈農地法第3条第3項第2号関係〉

9 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。等

〈農地法第3条第3項第3号関係〉（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

10 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

(1) 氏 名

(2) 役 職 名

(3) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 箇月（直近の実績）

箇月（見込み）

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

### Ⅲ 特殊事情により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法第269条の2第1項の権利）若しくはこれと内容を同じくするその他の権利である場合  
（事業・計画の内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を以下の欄に記載してください。）
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会が、農業協同組合法第10条第2項の委託を受けることによりその権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合及び農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合  
（景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農業生産法人要件）、5（下限要件）以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県及び地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地及び採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合、Ⅰの2（農業生産法人要件）、5（下限要件）以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

(留意事項)

以下のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人に限ります。これを満たしていることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

農業生産法人としての事業等の状況（別紙）

（農地法第2条第3項第1号関係）

### 1-1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	水稲	作業委託	農業技術の技能講習
権利取得後(予定)	同上	同上	同上

### 1-2 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	6,000,000	200,000
2年前(実績)	6,500,000	200,000
1年前(実績)	7,000,000	200,000
申請日の属する年 (実績又は見込み)	7,500,000	200,000
2年目(見込み)	8,000,000	200,000
3年目(見込み)	8,500,000	200,000

（農地法第2条第3項第2号関係）

2 構成員全ての状況（組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）を添付してください。）

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (m <sup>2</sup> )		農業への従事状況 (年 12 箇月)		農作業委託の内容
		権利の種類	面 積m <sup>2</sup>	前年実績	見込み	
〇〇 〇〇	100口	賃借権	5,000	300	300	全作業
×× ××	100口	賃借権	5,000	300	300	全作業
△△ △△	100口	使用貸借権	5,000	300	300	全作業
□□ □□	100口	使用貸借権	5,000	300	300	全作業

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

議決権の数の合計

500

農業関係者の議決権の割合

80.0%

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間：年 12 箇月

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容（法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容）
㈱☆☆	100口	販売先

議決権の数の合計

100

関連事業者等の議決権の割合

20.0%

(留意事項)

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法、中小企業車と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律のいずれかに基づく認定です。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

(農地法第2条第3項第3号関係)

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況（箇月）		農作業への常時従事の有無	
			前年実績	見込み	前年実績	見込み
〇〇 〇〇	〇〇郡××町××番地	代表取締役	12	12	有	有

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間：年 12 箇月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「◎」、見込みは「○」で示してください。)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
その者が農作業に常時従事する期間	〇〇 〇〇	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

## 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

(記載要領)

- 1 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の清算する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 2 「1-1 事業の種類」の「関連事業等」とは、
  - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資材の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業  
です。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。  
「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1) 農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。  
複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「2(2) 関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

## 必要書類一覧

農地法第3条許可の申請に必要な書類の一覧です。

申請内容によってひつつような書類も異なりますので、詳しくは農業委員会におたずねください。

番号	必 要 書 類	備 考
1	許可申請書	
2	権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書	全部事項証明書に限ります。
3	定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が <u>法人の場合のみ添付</u> 。
4	組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付</u> 。
5	農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成委員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、「農業法人に対する地牛の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付</u> 。
6	構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者（農業関係者以外で農業生産法人の構成委員となることが認められている者）であることを証明する書面（法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。）	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付</u> 。
	農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者（農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者）であることを証明する書面（農林水産大臣の認定通知など。）	上記の構成員に、 <u>農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付</u> 。
7	議決権の総数の4分の3以上を農業共同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面。	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。

8	基本財産の総額の過半を地方公共団体の搬出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛日飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
9	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	農地法第3条第3項の規定(解除条件付きの賃貸借契約を無津部こと等の要件を満たせば、農業精算表人為代の法人の権利取得を認めない要件等適用されない規定)の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
10	景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
11	申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面(競売を施行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。)	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。
12	その他参考となるべき書類	<p>許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。ただし、参考となるべき書類を求める場合には、申請者の負担にならないよう配慮することとされています。</p> <p>(参考となるべき書類の例)</p> <p>営農計画書  損益計算書の写し  総会議事録の写し  申請者が権利を有する農地の位置図  通作経路図  住民票(市町村で交付)  戸籍謄本(市町村で交付)  耕作証明書(農地のある市町村の農業委員会で交付)</p> <p>等</p>

## 必要書類チェックリスト

あなたの農地法第3条許可申請に必要な書類のチェックリストです。

「要否」欄に「要」とある書類がすべて揃っているか、申請書提出前に再度ご確認ください。

番号	要否	必 要 書 類	備 考
1		許可申請書	
2		権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書	全部事項証明書に限ります。
3		定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が <u>法人の場合のみ添付</u> 。
4		組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付</u> 。
5		農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成委員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、「農業法人に対する地牛の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付</u> 。
6		構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者（農業関係者以外で農業生産法人の構成委員となることが認められている者）であることを証明する書面（法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。）	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付</u> 。
		農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者（農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者）であることを証明する書面（農林水産大臣の認定通知など。）	上記の構成員に、 <u>農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付</u>
7		議決権の総数の4分の3以上を農業共同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面。	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。

8	基本財産の総額の過半を地方公共団体の搬出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛日飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
9	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写 <sup>1</sup>	農地法第3条第3項の規定(解除条件付きの賃貸借契約を無津部こと等の要件を満たせば、農業精算表人為代の法人の権利取得を認めない要件等適用されない規定)の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
10	景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
11	申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面(競売を施行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。)	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。
12		

※1 「要否」に確認は事前に農業委員会におたずねください。

※2 12番の書類は、許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者(農業委員会又は都道府県)が判断した書類を戸別に記入して下さい。

平成 年 月 日

## 農地法第3条許可申請書受付のお知らせ

本日、様からの農地法第3条許可申請書を受け付けいたしました。  
許可（不許可、却下）書の交付までの主な流れとおおよその処理日数は以下のとおりです。

なお、審査の途中で、申請書の記載内容の確認や修正、追加資料の提出等を依頼することがありますのでご承知置き下さい。

・農地法第3条許可申請書受付：平成 年 月 日

・申請書の記載内容の審査（おおむね 日間）

・現地確認調査（おおむね 日間）

※現地確認を行う土地が当農業委員会の管轄外の場合、所管の農業委員会に照会を行う関係から、追加でおおむね 日間かかります。）

・農業委員会総会での審議

※申請書に不備等がなかった場合、平成 年 月 日に開催予定の農業委員会総会で審議されます。

・許可（不許可、却下）書交付予定年月日：平成 年 月 日

審査の状況等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

愛別町農業委員会事務局

〒078-1490 上川郡愛別町字本町179番地

TEL：01658-6-5111

FAX：01658-6-5110

E-mail：nougyouiinkai@town.aibetsu.hokkaido.jp